

## 社会福祉法人上毛町社会福祉協議会理事及び監事の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人上毛町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第25条の規定に基づき、理事・監事の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 理事及び監事が、その職務のため、理事会に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。

2 理事のうち公務員には支給しない。

3 会長の報酬は、月額30,000円とする。但し、会長が理事会等に出席した場合については、報酬は支給しない。

4 監事が評議員会に出席した場合は、報酬を支給する。

### (費用弁償)

第3条 理事及び監事が、理事会以外に職務のために町外に出張した際は、上毛町職員等の旅費に関する条例に基づき、旅費を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めることにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成17年10月11日から施行する。

この規程は、平成22年10月29日から施行する。改正後の規定は平成18年4月1日から適用する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。